

○不正行為に関する注意事項

不正行為を行った受験生は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以降の受験はできなくなります。また、受験した試験科目の成績は無効となります。掲示されている行為は不正行為とみなされますので、十分に確認、注意をして下さい。

次の事項が確認された場合は不正行為とみなされます。

(1) 入学願書、受験票、写真票、解答用紙へ虚偽の記入(本人以外の写真を貼付することや解答用紙に本人以外の受験番号を記入することなど)をすること。

(2) カンニング(カンニングペーパー、参考書、他の受験者の解答用紙等を見ること、他の人から解答を教わることなど)をすること。

(3) 他の受験者に回答を教えたり、カンニングの手助けをすること。

(4) 配付された問題冊子、解答用紙を試験時間中に試験室から持ち出すこと。

(5) 試験開始の合図の前に問題冊子を開いたり、解答を始めること。

(6) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていたり、使用すること。

(7) 試験終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり回答を続けたりすること。

(8) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

このほか(上記以外にも)、試験の進行に影響を与えたり、他の受験生の迷惑となる行為をした場合は、不正行為となる場合があります。試験監督者等の指示に従わず、不正行為を認定された場合は、(上記と)同様の対応としますので、くれぐれも注意して下さい。